

国際反核法律家協会(IALANA)

2009年ベルリン総会

ヨーロッパ・アカデミー・ベルリン (ドイツ)

2009年6月25日、26日

第1部 国際セミナー：核兵器のない世界

第2部 理事会・総会

日本代表団 (JALANA)の報告書

岡田^{けいすけ}啓資・浦田賢治・井上^{やえか}八香

日本反核法律家協会

目次

I. 概観.....	3
総会決議.....	4
II. 国際セミナー：核兵器のない世界	5
セッション1：核兵器のない世界—核廃絶へのステップ	5
セッション2：核兵器条約.....	6
セッション3：国際法.....	6
セッション4：ヨーロッパにおける核兵器.....	6
III. IALANA 理事会	8
1. 開会.....	8
2. 議長と書記の選出	8
3. 報告.....	8
4. 審議と決定	11
5. 会長と理事などの選出	12
6. 次回理事会の日程	12
IV. 日本代表岡田啓資理事による挨拶	13
V. 浦田賢治 IALANA 副会長による報告	14
参考資料.....	19
提出文書① オバマ大統領の「核兵器廃絶」演説を歴史の転換点に.....	19
提出文書② 原爆症認定訴訟とその中で明らかになった事実.....	21
提出文書③ 北朝鮮の核武装強化を止めるために	27
提出文書④ 核不拡散と核軍縮に関する国際委員会への要望書.....	32
参加者一覧.....	40

I. 概観

2009年6月25日、26日の両日、ベルリンにおいて国際反核法律家協会(IALANA)の総会が行われた。アメリカ、ドイツ、日本、イタリア、スウェーデン、イギリス、ノルウェーなどを含む9カ国から22名が集まった。(*参加者一覧を参照)日本からは岡田啓資(JALANA 理事)、浦田賢治(IALANA 副会長)、井上八香(JALANA アシスタント)の3名が出席した。

国際セミナーでは、これらの参加者によって、核兵器条約締結に向けた課題や、再び国際司法裁判所(ICJ)に勧告的意見を求める運動などについて活発な議論が行われた。たとえば、ピーター・ワイス副会長(前会長)は、オバマ大統領のプラハ演説を考慮したうえでIALANAの核廃絶の任務について考えると論じた。そのなかで、いま核の危機の強まりとともに、核廃絶条約締結とそれに向けた活動に明るい展望があることを強調した。フォン・バン・デン・ビーセン副会長(前事務局長)は、核兵器廃絶条約の交渉・締結を迫る上でも、再び世界法廷運動をおこす意義があると強調した。ドイツのピーター・ベッカー副会長やダイスロート判事から、核兵器国に「誠実な交渉を求める」法的覚書などを作成し普及していることが報告された。スウェーデンでは、この11月に国際シンポジウムを予定していると紹介した。また、イギリスのジョージ・フェアブラザーやドイツのライナー・ブラウンらは、2010年5月のNPT再検討会議にむけて、市民社会とくにNGOグループが取り組んでいる国際・国内諸活動の現状と課題を報告した。そのなかで浦田教授は、モデル核兵器条約の重要争点について発表し、とりわけ、核兵器条約に被爆者救済条項を盛りこむことが重要だと強調した。他方、ドイツからは、NATO諸国の違法な戦争に基地が使われていること、その違憲性と非核基地化の社会闘争が進んでいることが指摘された。またイタリアからは、アメリカとの密約によってイタリアが事実上核兵器を使うことになっている実態とそれとの闘争が紹介された。

理事会と総会での報告と審議の結果、IALANAは、「全体的かつ恒久的な核兵器廃絶条約」の締結に向けた速やかな交渉開始を要求すること、それがなされない場合には国際司法裁判所(ICJ)に再び勧告的意見を求める用意があるという旨の決議(*P.4 参照)を採択した。また、日常的な業務についても、申し合わせがなされた。総会では岡田理事がJALANAを代表して挨拶し、これをうけて井上八香がJALANAの活動と原爆症認定訴訟について英語で説明した。

JALANAからの提出文書はつぎの5点だった。『地球の生き残り』日本語版編訳者による序説(英文)(浦田副会長作成)、オバマ大統領の核兵器廃絶演説に関する日本反核法律家協会の見解(大久保事務局長作成)、原爆症認定訴訟の報告書(内藤雅義理事作成)、北朝鮮問題に対する見解(大久保事務局長作成)、核不拡散と核軍縮に関する国際委員会(ICNND)への要望書だった。

総会決議

国際反核法律家協会総会で採択された決議

2009年6月26日、ベルリン

国際反核法律家協会（IALANA）は、核兵器のない世界の将来像に賛意を表する多数の国家や政治領域から発せられた、いまなお増大してやまない合唱とも言うべき見解表明（註、省略）を喜んで受け止めている。しかし将来像は政策とはいえない。包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の締結および戦略兵器削減条約（START）の更新は正しい方向にすすむ諸措置ではあるが、しかし核兵器のない世界の将来像を現実にするには、より一層の措置が必要である。

核兵器のない世界は、全体的かつ恒久的な核兵器撤廃を達成する条約の締結を必要としている。

IALANA が希望するのは、2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議から、このような条約の締結に向けた速やかな交渉開始を要求する声が起きることである。2010年再検討会議がこうした要求をしない場合には、IALANA は国際司法裁判所（ICJ）にたいして、全面的核軍縮の義務を誠実に遵守する時間枠組みを設定する勧告的意見を出すよう要求する運動を起こす用意がある。この核軍縮義務は、NPT の第 6 条および 1996 年 7 月 6 日の ICJ の勧告的意見によって要請されている。時間こそ緊要なのだ。1996 年の勧告的意見で述べられているように、この核軍縮義務は、厳重かつ効果的な国際管理の下において、あらゆる点での核軍縮に導く交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務である。

（浦田賢治・訳）

2009年6月25日（木）

II. 国際セミナー：核兵器のない世界

セッション1：核兵器のない世界—核廃絶へのステップ

オバマ演説を踏まえた上での核廃絶における IALANA の目的

報告者：Peter Weiss、米国

<概要>

米国大統領が核廃絶を宣言するのは初めてではないが、オバマ大統領が2009年4月にブラハで行った演説は画期的であった。しかし、いまだ核抑止論に依存している点などは受け入れられない。

米ロの協議で両者が核弾頭を1000まで削減する予定だが、この数字はゼロでなければ満足のできるものではない。我々の目指すのは核兵器の削減ではなく完全な廃絶である。

* ちなみにピーター・ワイズは冒頭の挨拶で日本の国会の核廃絶決議を歓迎した。

再び世界法廷運動を

報告者：Phon van den Biesen、オランダ

<概要>

国際司法裁判所(ICJ)は世界で最も権威のある裁判所であるため、核廃絶に向けた誠実な交渉に関する勧告的意見は核兵器国と非核兵器国の対立に指針を示すだろう。

プロジェクトを実施するにあたり綿密な戦略の必要性が指摘された。なぜなら核大国がその他の国に圧力をかける可能性があるからだ。

核兵器国は実際に核兵器の数を減らしてきたことで誠実に交渉してきたと主張する可能性が大いにある。

報告A：再び世界法廷運動を

報告者：George Farebrother、イギリス

<概要>

前回の世界法廷運動の成功を活かし、もう一度ICJに勧告的意見を求める必要性が指摘された。

報告B：NPT準備会

報告者：Ursel Reich、ドイツ

記録なし

2009年6月26日（金）

セッション2：核兵器条約

a) オバマ演説後の課題と非核地帯

報告者：Alyn Ware、ニュージーランド

<概要>

- ・ オバマ演説は、米国の核使用の道義的責任を認め、核廃絶への大きな前進となった。
- ・ 各非核兵器地帯条約の締約国を集め、核廃絶に向けて大規模な協力体制を築く動きを進めている。
- ・ 北極や北東アジアでの非核地帯の設立を目指して活動している。

b) 核兵器条約に関する重要な問題

報告者：浦田賢治、日本

<概要>

モデル核兵器条約（MNWC）に関する重要な論点を、JALANAの視点から提示した。

①米国とソ連が1961年に国連に提出したMcCloy-Zorin Accords（全面かつ完全な軍備撤廃が核廃絶の前提条件だとする文書）をモデル核兵器条約が採用していないことを評価する。②被爆者救援の条項を取り入れることが課題だ。※「V.浦田賢治 IALANA 副会長による報告」（p.14）参照

セッション3：国際法

ドイツ空港の違法な戦争への利用に反対する闘争への法的支援

報告者：Peter Becker、ドイツ

<概要>

- ・ ドイツ国内の米軍基地がイラク戦争のために使用された。
- ・ 物資輸送の30パーセントがイラクでの戦闘行為のために行われた。
- ・ 米軍が違法な戦争のためにドイツ国土を利用していることの黙認は国際法の遵守を規定するドイツの憲法に反するとして、憲法裁判所に提訴された。

セッション4：ヨーロッパにおける核兵器

ドイツでの核兵器廃絶

報告者：Bernd Hahnfeld、ドイツ

<概要>

- ・ ドイツ国内の米軍基地に核兵器が持ち込まれている実態

- ・ 米軍がドイツ国内に配備した核兵器を撤去するよう訴訟を行っている。

イタリアにおける核兵器と軍事基地

報告者：Jo Lau、イタリア

<概要>

- ・ イタリアにも核兵器が持ち込まれていることから、イタリアは事実上の核兵器国である。核の持ち込みは密約によって取り引きされている。
- ・ これに対する訴訟を行う際には国家免責の問題が障害となる。



日本代表团と Jo Lau（イタリア代表、イタリアへの核の持ち込み問題について報告した）

Ⅲ. IALANA 理事会

1. 開会

- ・ Peter Weiss 副会長が、開会挨拶をおこなった。
- ・ Peter Becker 副会長（ドイツ支部長）、開会挨拶をおこなった。
- ・ ウィーラマントリー会長から文書が提出され、これによって挨拶にかえられた。
- ・ Pasquale Policastro 教授が IALANA とパートナーシップを組んで彼の修士課程の学生やポーランドの若い弁護士に IALANA を宣伝することを提案した。この提案は Reiner Braun によって E メールで伝達される。

2. 議長と書記の選出

- ・ Peter Becker 副会長（ドイツ支部長）から、Peter Weiss 副会長が議長をつとめることが提案され、承認された。
- ・ Peter Becker 副会長（ドイツ支部長）から、Teresa Bergman が書記をつとめることが提案され、承認された。

3. 報告

a) 役員報告

Peter Weiss 副会長によって、現状の報告と提案がなされた。昨年 10 月、ニューヨークで理事会が開催されたこと、そこで「再び ICJ に提訴すること」などの作業がすすめられたことなどが報告された。事務局については、現在 4 つの事務所（ベルリン、ニューヨーク、ウェリントン、スリランカ）が存在することになっているが、これを整理し、ベルリン事務所に一本化することにしたいと提案があった。これについて、ニューヨーク事務所です承スミかという質問があったが、この提案に異論はでなかった。

b) 財政

報告者：Otto Jackel

- ・ 収入/支出ともにゼロとの報告がなされた。
- ・ Jaeckel は今後も会計を務めるが基金を集める仕事は請け負えないとした。
- * このあと、財政問題に関する議論が行われた。
- ・ IALANA の大きな支部（ドイツ、米国、日本、イタリア）は 2000 ドルずつ会費を支払うことが提案された。
- ・ 小さな支部はまだ負担義務を負わない。
- ・ Peter Weiss 副会長から、一本化されるベルリン事務所に、IALANA の銀行口座を

開設すること、ここに、加盟団体から会費を納入するように督促することが提案され、了承された。また、個人をふくめて財団等から寄付を集める努力をしたいとの提言があった。

- ・ 全ての支部に IALANA の財政状況を説明し、早急に資金集めの努力を要請する手紙が送られる (Peter Becker, Reiner Braun, Otto Jackel)。財団から資金を調達するためには、IALANA の実績と展望を詳述した文書を用意する必要があるため、10 月までに Peter Weiss, Peter Becker, Phon Van den Biesen がその草案を理事に配布する。

c) 支部報告

<日本> 報告者：岡田啓資、井上八香

- ・ 岡田理事が日本反核法律家協会を代表しての挨拶を行った。内容は会場に展示した被爆者が体験した原爆被害の惨状を描いた絵画およびNHK広島による「原爆投下 10 秒の衝撃」所収の写真の簡単な説明と、今日の核問題情勢に関する危機感と展望などである。
※「IV.日本代表岡田理事による挨拶」(p.13) 参照
- ・ 会員 400 名 (会員拡大を検討している)
- ・ 毎月理事会、年末に総会を開催している。そこでは、協会の運営に関する話し合いの他、オバマ演説や北朝鮮の核実験など核問題に関する最近の情勢について話し合い、当協会としての見解をまとめホームページ等で公開する文書を採択している。
- ・ ホームページを更新した。
- ・ ICNND への要望書 (提出文書④参照) を提出した。(2009 年 2 月)
- ・ 井上八香が内藤理事作成の報告書 (提出文書②参照) に基づき、まず原爆症認定問題の概要を説明した。集団訴訟の到達点として判決の出た全ての訴訟で勝訴し、認定基準を大幅に改定させたこと、2009 年 8 月 6 日と 9 日までに訴訟の全面解決と認定基準の抜本的改善を求めて訴訟は今大詰めを迎えていることを報告した。

<ドイツ> 報告者：Peter Becker, Reiner Braun, Dieter Deiseroth

- ・ 会員は約 280 名、ベルリンに IALANA-ドイツ支部をおいている。
- ・ 米軍がドイツ国内に配備した核兵器を撤去するよう訴訟を行っている。
- ・ 違法な戦争にドイツ空港を利用することに反対する闘争へ法的支援をおこなった。
- ・ IALANA-ドイツ支部の創立 20 周年記念の事業を他の団体とも協力しておこなう。
2009 年 6 月 26-27 日、フンボルト大学での学術的な集会、クルーズでの祝賀会など。
- ・ IALANA ドイツ支部は政府に ICJ の強制的管轄を受け入れるように働きかけ成功した(しかし 2 点の例外を含む)。ドイツ支部はこの問題に関する活動を続け、他の支部

はもう一度 ICJ の勧告的意見を求める準備として自国政府に対して同様の働きかけをする必要がある。

<米国>報告者：Peter Weiss

LCNP が関わった国際会議などについて、John Burroughs の名前で作成された報告文書が配布された。(以下概要)

- ・ 「再び世界法廷運動を」に関するブックレット “*Good Faith Negotiations Leading to the Total Elimination of Nuclear Weapons: Request for an Advisory Opinion from the International Court of Justice*” を作成し、普及させている。
- ・ 2009 年 NPT 準備会で複数の代表が発言を行った。
- ・ 核兵器廃絶条約の交渉開始をオバマ大統領に要請する運動に関わっている。

<ノルウェー>報告者：Fredrik S. Heffermehl

- ・ 会員 30 名から 40 名程度。
- ・ ノーベル平和賞委員会に対して、不当な決定をしていることに異議申したて文書を出していることなどを報告した。
- ・ Fredrik S. Heffermehl はドイツ支部と連絡を取り合い、E メールで寄付金の呼びかけを行う。

<イタリア>報告者：Jo Lau

イタリアの組織と活動について報告した。

<ニュージーランド>報告者：Alyn Ware

非核地帯を拡大する活動などについて報告した。

<スウェーデン>報告者：Stig Gustaffson

会員は約 100 名、今年 11 月にストックホルムで国際会議を開催する (チラシ配布済み)。

d) 劣化ウラン反対運動に関する報告

報告者：Robin Borrman

- ・ 劣化ウラン弾の問題や反対運動について簡単に説明し、IALANA として劣化ウランの使用を当面一時停止することを支持し、ホームページなどを通じて表明することを求めた。
- ・ 質疑では、劣化ウラン弾の全面禁止条約の締結を支持したいという意見が出たが、IALANA が当面、劣化ウラン弾の使用一時停止をはじめ反対運動全般を支持すること

に合意し、一時停止を支持する旨がホームページ等で表明することを決定した。

e) IALANA と国際的なプロジェクト

次の項目が文書に表記されたが、実質審議はなされなかった。

- ・ 戦争予防グローバル・アクション (Global Action to Prevent War)
 - ・ 日本—北朝鮮の核武装強化の阻止
 - ・ 2009 年 NPT 会議の報告
 - ・ 「再び世界法廷運動を」
- * 戦争予防グローバル・アクション (Global Action to Prevent War) と核政策法律家委員会(LCNP)の報告書が理事会議事録と一緒に Teresa Bergman から Eメールで送られる。

4. 審議と決定

決議案

Peter Weiss 副会長が起案した決議案に若干の修正を加え、全会一致で採択された。

組織拡大

- ・ Reiner Braun が IALANA の活動をより活発にする必要性を指摘した。具体的には最低 1 年に 1 回総会を行うことや総会の参加者を増やすことなどである。NPT 会議などでは多くの方が IALANA を代表して発言し、国際的な信頼を得ている。
- ・ Reiner Braun がウクライナとグルジアの代表が本会議に出席しようとしていたが、ビザが取得できずに出席できなかった旨を報告した。Reiner が新支部となるべき彼らと連絡を取り続け、可能であれば会合を設定する。
- ・ IALANA に女性の会員を増やす必要性が指摘された。このことに関しては Jenny Becker と Peter Weiss が取り組む。

ノーベル平和賞委員会の問題

提案者：Fredrik Heffermehl

- ・ ノルウェーの代表 Fredrik S. Heffermehl は「ノーベルの遺志」という本を出版し、近年ノーベル平和賞は受賞に値しない活動や団体に与えられており、これはノーベルの遺志に反しているという意見を述べた。ノーベル平和賞委員会が、本来の姿に立ち戻るように、IALANA から提言してほしい。この提案については、事実関係や背景などを具体的に示す資料をだしてほしい旨発言があり、継続審議することになった。
- ・ Fredrik S. Heffermehl と Dieter Deiseroth が連絡を取り、IALANA の理事にこの件の勧告を伝達する。

2010年NPT会議に関する活動—IALANAの若手の活動など

プログラムには記載されていたが、具体的な審議は行われなかった。

5. 会長と理事などの選出

- ・ 現在の役員を全員再任する。
- ・ なお、Peter Becker から、Robin Borrmann を、International Coordinator に加えたいと提案があり、了承された。

6. 次回理事会の日程

2010年4月29日と30日に、ニューヨークで行われることが決定された。

<理由>

NPT 再検討会議に当協会のメンバーが多く参加することから、会議の前に日程を設定すれば都合が良いし、NPT 会議に向けた戦略の打ち合わせができる。



会議場に原爆被害の惨状を描いた絵画とNHK広島による「原爆投下10秒の衝撃」プロジェクト所収の写真を展示した。写真は、左から、浦田賢治、スチーグ・グスタフソン(スウェーデン)、ピーター・ベッカー(ドイツ)、岡田啓資のみなさん。

IV. 日本代表岡田啓資理事による挨拶

I A L A N A 2009年6月26日 BERLIN総会での挨拶

弁護士 岡田啓資

通 訳 井上八香

はじめに 日本反核法律家協会から会長池田真規、事務局長大久保賢一から、本総会の成功を祈る旨の伝言がありましたので、お伝えします。

当協会から「オバマ大統領の核廃絶演説を歴史の転換点に」、「原爆症認定訴訟」、「北朝鮮の核・ミサイルへの対応について」の報告・論文が提出されています。また、当協会の活動報告は、井上八香から致します。

本会場には、被爆者が体験した原爆被害の惨状を描いた絵画およびNHK広島による「原爆投下10秒の衝撃」所収の写真を展示しました。広島、長崎に投下された原爆による死者は21万人に上ります。「原爆症認定訴訟」は、辛うじて生存した被爆者が放射能によりガン、白血病、甲状腺などに深刻な損傷を受けたメカニズムを明らかにし、原爆の非人道性をあらためて明らかにしました。

被爆者の願いに反し、核保有国は、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国からイスラエル、インド、パキスタン、そして北朝鮮へ広がりました。日本では「核武装論」が台頭し、憲法9条改憲の世論が力を増しています。被爆国日本が核兵器をもち、戦争をする国に変身するならば、核戦争の危機は一気に高まります。

核保有の連鎖を止め、北朝鮮の自制を促すには、アメリカの非核保有国に対する、ある国には核保有を認め、北朝鮮、イランなどを敵視するダブル・スタンダードをあらためることです。

2005年のNPT再検討会議は、アメリカ前ブッシュ政権が2000年に合意された「核兵器の完全な廃棄を達成する明確な約束」などに言及する文書の採択を拒否した結果、成果を収めることなく終了しました。来年の再検討会議ではNPT6条を徹底し、核不拡散から廃絶へベクトルを変え、同時に「核兵器廃絶条約」締結の努力が合意されるべきです。

当協会は、そのために全力を尽くすことを表明します。

以上

V. 浦田賢治 IALANA 副会長による報告

モデル核兵器条約の重要争点——核兵器のない世界をめざして

*はじめに：まず、口頭発表の翻訳を掲げ、その後質疑応答の要旨を記述する。

1 この国際セミナーで口頭発表をする機会を与えてくださり、ありがとうございます。この国際セミナーの主催者から私に与えられた論題は、「モデル核兵器条約の重要争点」です。実は昨年夏に、私は英語の書物である *The Securing our Survival* (直訳すれば『われわれの生き残りを確保すること』) の日本版を出版しました (浦田賢治編訳『地球の生き残り：解説・モデル核兵器条約』日本評論社、2008)。そして、この書物のなかで、日本の読者のために「編訳者による序説」を書きました。この国際セミナーの配布資料集のなかに、「編訳者による序説」の英訳版がはいっております。この国際セミナーで私がとりあげるのは、「編訳者による序説」で記述した重要争点のなかから2つの点を選び、これにかぎることにしました。ひとつは、いわゆる核軍縮条項の理解と評価に関する重要争点でして、これは核軍縮にむけた全体的な取り組み方の問題と関連しております。そして第二の重要争点は、核兵器の使用の被害者および核時代の原爆実験の被害者を救済する方策に関するものです。

2 第一の重要争点はとりわけ、マッコリー・ゾーリン協定に関するものです。この協定は1961年9月20日、米国とソ連の間で調印され、同年12月20日の国連総会で採択された文書、すなわち「軍縮交渉のために協定された諸原則に関する声明」です。この声明は、国連の至高の目的が、ここに示された8つの原則の中で定義されているところの、「全面かつ完全な軍縮」の達成でなければならない、と述べております。

重要であるとして私が指摘しなければならないのは、つぎの点です。国際平和ビューロ (IPB) が、第2回国連軍縮特別総会 (SSD II) の準備委員会に働きかけていたことでもあります。また1982年6月、核政策法律家委員会 (LCNP) と共催して、ニューヨークで、「核兵器の道義性と合法性に関する国際シンポジウム」を開いたことです。この会議で、SSD IIに提出する意見書を作成しました。

これは「序論」および2つの部分から構成されています。序論において、すでに指摘したとおり、1961年9月20日米ソ間で調印され、同年12月20日の国連総会で採択された「軍縮交渉のために協定された諸原則に関する声明」(マッコリー・ゾーリン協定) をとりあげております。また第1部は「核兵器の使用または使用の威嚇の違法性に関する国際条約」と題しております。その説明文では、大量破壊兵器の使用が実定国際法に違反すること、また核兵器の使用または使用の威嚇が違法かつ犯罪だと確認することを指摘した上で、こ

れが全面かつ完全な軍縮への第一歩であると述べています。本文は5ヶ条にとどめられています。

第2部は「核兵器の開発・製造・貯蔵を違法とするための、核兵器使用禁止条約」です。ここでは、1962年米ソ両国が、全面かつ完全な軍縮のため作成した共同条約案の中に、核兵器の製造、運搬、売却、貯蔵の禁止を盛り込んだことに言及しています。そのうえで、核兵器使用の禁止、その製造、運搬、売却、貯蔵の禁止、及び全面かつ完全な軍縮の追求を網羅するものとして、標題の条約案を作成したことを述べています。本文は14ヶ条であります。

ところで、もうひとつの事実は、日本弁護士連合会に関することとして、つぎのとおりです。第1回国連軍縮特別総会の開会直前、日本弁護士連合会は、「核兵器使用禁止条約案」を発表しました。1978年5月15日のことです。この条約案では、その前文で、1967年国連総会が核兵器使用禁止条約案の検討要請決議を採択した、その経緯に言及しております。本文13ヶ条を定めております。そこには、つぎのような定めを含んでおります。

*核兵器使用はいかなる場合でも国際法違反であり、世界平和と人類に対する犯罪として処罰する、

*核兵器の廃棄等を定める、

*核兵器使用の共同謀議や教唆を行った個人の刑事責任を定め、その未遂をも処罰する、

*核兵器管理機構を設置し、そこに核監視委員会と核禁止委員会を置き、また被告発者を国際刑事裁判所で審理する。

こういう先駆的で重要なことをさだめている。

それから15年後の1993年8月、日本反核法律家協会会長であった松井康浩弁護士が、「核兵器全廃条約要綱」を、原水爆禁止世界大会で発表しました。

さて、これまで紹介した諸条約案の特徴について、ここで簡単にふれておきましょう。ひとつの特徴は、IPBがSSDⅡに提出した案に明示されているように、その案の発想の源泉は、マッコリー・ゾーリン協定を援用していることです。ここにみられるとおり、米ソ両国による核軍備の縮小というものは、通常軍備の全面完全軍縮の追求と連結される、これら両者をいわば同時に追求するという構想にもとめられています。しかもこの発想は、近代欧米の主張で言えば、制度としての戦争の廃止論にたちもどるのであります。

これが私の誤解でないとすれば、このマッコリー・ゾーリン協定の発想に対する日本の諸案はいずれも、つぎのとおりです。それは、通常軍備の全面完全軍縮や戦争廃止論を前提

にしたり強調するのではなく、核戦争が人類の生存を脅かす害悪性を有し、かつ核兵器使用が犯罪性をもつ、これらを重視するものと見受けられます。

この争点との関連で言えば、私の意見では、1997年版のモデル核兵器条約が採用した言葉使いを注意深く検討することが重要であると思います。1997年版の特徴をこれまで紹介した諸条約案と比べると、つぎのように言うことができるでしょう。1997年版では、マッコリー・ゾーリン協定を明示的に援用しておりません。1997年版の発想は核軍備の縮小廃絶が通常軍備の全面完全軍縮の追求に優先するというものであります。1997年版は、国連総会のもろもろの決議を慣習国際法の法源として認める立場を採っていて、しかも非核地帯化条約の定義を援用しており、また市民による社会的検証の意義を強調しています。2007年版は、これらの点で、1997年版と同じであります。

この争点に関する私の論評はつぎのとおりです。実は、IALANAの創設が発想されたとき以来、そして現在も、つぎのように強調する有力な意見がある。たとえば、いわく。「核兵器をなくする事業を達成するには、“通常”軍備の縮小撤廃が必要なのだ。私は核兵器廃絶の努力を多とするが、しかし“通常”軍備の縮小撤廃との均衡を維持するのでなければ、核兵器廃絶は達成されないだろう。」

しかしながら、私が言いたいのは、マッコリー・ゾーリン協定はモデル核兵器条約の文言と精神とは必ずしも直結するものではないということです。また現段階では米国とロシアはマッコリー・ゾーリン協定の原則に従って、核兵器の軍縮と通常軍備の全面かつ完全な撤廃とを同時に達成しようと主張する、こうしたことはしてはならないことです。

3 ここで、二つ目の重要な争点にすすみます。『地球の生き残り』と題する書物も2007年のモデル核兵器条約も、どちらも、指摘されるべきいくつかの争点を共有しています。私はそのうち、ひとつだけを論評したいとおもいます。

『地球の生き残り』の原書の重要な特質は、市民社会レベルで核廃絶の規範意識を醸成するという観点をとっていることです。この観点からすれば、被爆者の救済という課題を回避することはできない。例えば、対人地雷禁止条約には、地雷被害者の救済に関する国際協力の規定が存在しています。化学兵器禁止条約でも化学兵器に対する防護規定があって、その中で化学兵器が使用される場合に一定の対応が予定されています。モデル核兵器条約は、核兵器使用の犠牲者に対してどのように対応するのか、その規定をまったく欠いています。核時代において核兵器が人道に反するという市民の認識は、核兵器の違法性意識を支える重要な要因であります。日本の被爆者によって被爆の実相を普及する活動が長年続けられています。にもかかわらず被爆の真実と本質は解明されていないといわざるをえな

い。世界の多くの国々でいまだ被爆者救済の必要性すら十分に理解されていません。こうした現状認識からしてモデル核兵器条約は、被爆者救済の制度を明記する必要があります。盛り込まれるべき被爆者救済は、広島・長崎の被爆者にまで遡るべきであります。またこの条項を通じて被爆の非人道性と犯罪性が人類共通の認識として共有されるよう希望したいのであります。

この争点に加えて、さらに私が主張したいのは、核兵器国が核関連の被害に関する情報を開示する義務を果たすべきだということです。そうすることによって、核の脅威を人類が共有する知識にする道が切りひらかれるでしょう。核兵器条約は、また核に関連した被害に関する教育について、研究と開発を要請する条項を備えるべきでしょう。

ご清聴ありがとうございました。

ここで、その後の質疑・討論と応答について、簡単に記述しておきましょう。

*このセミナーは英語でおこなわれ、しかも通訳がいなかった。したがって私の聞き取り能力に限界があり、誤解がないともかぎらない。このことを明記し、もし誤りがあればお許しをねがいたい。

座長をつとめたのは、ピーター・ベッカー（IALANA 副会長、同ドイツ支部長）でした。口頭発表が終わった直後に、彼は「マッコリー・ゾーリン協定とは、どういうものか」と質問しました。これについては、協定の第4パラグラフと8つの原則のうち第1原則を朗読する形で応答しました。

つぎに、ピーター・ワイス（IALANA 副会長、前会長）から、いくらかながい論評がありました。その要点は、自分としては浦田賢治が説くところをよく理解できるけれども、しかし IALANA が核軍縮と全面かつ完全な通常軍備撤廃とを厳しく区別する態度をとるとすれば、これにともなう実践的なジレンマを生じることを認識すべきだということであったように理解しました。もしこうした厳格な区別の態度を鮮明にすると、多くの友人たちをうしなうだろうともいえました。これに続いて、フォン・デン・ヴァン・ビーセン（IALANA 副会長、前事務局長）が論評しましたが、そこで記憶にのこったのは、国際司法裁判所(ICJ)の1996年勧告的意見がすでに浦田賢治のいうとおり、厳格な区別の態度をとっていると理解できるということでした。以上はすべて、わたくしがしめした争点第1に関するものでした。

アラン・ウェア（IALANA International Consultant）が論評したのは、争点第2に関するものでした。モデル条約の起案過程で、対人地雷禁止条約に救済規定があり化学兵器禁止

条約で対応予定があることは承知したうえで、核兵器条約では採らないことにした。とりわけ被爆者救済を広島・長崎の被爆者にまで遡らせる点については、適切でないと判断したとのべました。

わたしは、前者2つのコメントにそれぞれ対応する形をとらず、かわりにそれぞれの論評によって今後考える機会をえたことに感謝するとのべました。そのうえで、つぎの3点を指摘しました。ひとつ、国連事務総長の昨年10月演説がモデル条約に言及したことを厳粛にうけとめること、そしてモデル条約の検討を来年のNPT再検討会議の正式議題にするよう活動することです。ふたつ、これと関連して、平和市長会議のヒロシマ・ナガサキ議定書や非核兵器地帯化のイニシャチヴを重視することです。最後に、やはり核兵器条約には、原爆被爆者救済の規定をおくべきだとのべました。(終)



日本代表団と Teresa Bergman (ドイツ IALANA のインターンで、ベルリン会議の準備や記録などをしていただいた)

参考資料

* JALANA からの提出文書のうち、ここには日本語文献だけを掲載する。

提出文書① オバマ大統領の「核兵器廃絶」演説を歴史の転換点に

2009年5月11日

日本反核法律家協会理事会

オバマ大統領は、4月5日、プラハで、核兵器を使用した唯一の国としての「道義的責任」に触れ、核兵器廃絶のために、米国が指導的役割を果たすと宣言した。これまで、米国は、原爆投下を「戦争早期終結」や「被害の極小化」あるいは「植民地早期解放」などを理由として正当化し、「核抑止論」に基づいて核兵器の先制使用戦略を採り続けてきた。このような米国のこれまでの態度からすれば、この演説は、米国の核政策が大きく転換されつつあることを意味している。核兵器廃絶を求めている当協会は、オバマ大統領が「核兵器廃絶」を宣言したことを歓迎し、その公約の実現に期待する。

しかしながら、当協会は、オバマ大統領の演説に諸手を挙げて賛成するものではない。大統領演説には、まだ克服されなければならない課題が見受けられるからである。

まず第一に、彼の核兵器廃絶の動機は、核兵器使用の犯罪性や非人道性ではなく、核兵器の拡散、とりわけ国際テロリストや米国に非協調的な国家への拡散の恐怖である。当協会は、核兵器の使用は、単に道義的な問題ではなく、国際法に違反し且つ人道にも反する最悪の犯罪行為であると考えている。彼の演説にはその点が欠落している。また、核拡散抑止の強調は、核軍縮を後回しにしてしまう特徴を備えている。そのことは、彼が、「核兵器が存在している限り、米国は敵を抑止し、同盟国の安全保障のために核兵器を保持し続ける」としていることに端的に現れている。彼にとって、核兵器は、国策遂行上のカードであり続けているのである。この「核抑止論」こそが、核兵器廃絶を拒んできた元凶であることを忘れてはならない。「悪魔の凶器」が国家安全保障の「切り札」という愚かな信仰にとらわれたままでは、核兵器廃絶は永遠の彼方に遠ざかるであろう。彼が、原爆投下を「道義的責任」の自覚に留めないで、「核抑止論」の呪縛から解放されるためにしなければならないことは、原爆の実相を知ることである。広島・長崎を訪れ、被爆者の証言を聞くことである。そうすることによって、彼の核兵器廃絶の決意はより強化されるであろう。

第二に、彼の核兵器廃絶の構想の中には、核兵器の使用や使用の威嚇だけでなく、その開発や実験、保有や移譲なども含めて禁止する「核兵器廃絶条約」の実現についての提案が含まれていない。既に、国連には、コスタリカやマレーシア政府によって、「モデル核兵器条約」が正式な討議文書として提出されている。核兵器廃絶のための不可逆的なシステムを構築しようとするのであれば、単に政治指導者の政治的合意に止まらないで、それを目的とした国際条約を制定しなければならない。彼の演説の中にはこの点が欠落している。彼が、本気で核兵器廃絶を実現しようというのであれば、「核兵器廃絶条約」のプラ

ンを提示する必要があるし、既にあるプランの活用に触れるべきなのである。

第三に、彼は原子力の「平和利用」について何の留保もしていない。むしろ、核の平和利用のために「核燃料バンク」の提案をしている。核エネルギーはクリーン・エネルギーであるのかどうか、それは不明確というべきであろう。人類が核エネルギーをいまだコントロールできていない状況の中で、原子力の平和利用について何の留保もしていないという態度には同意できない。

このように、当協会は、オバマ大統領のプラハ演説には、いくつかの重要な問題点があると考えている。

しかしながら、当協会は、彼が、米国の大統領として、初めて「核兵器廃絶」を公約したことは、歴史の大きな転換点となる可能性があると考えている。最大の核兵器保有国の政治指導者が「核兵器廃絶」を公約したことは、その動機の不徹底や「核抑止論」の残滓、プロセスの不十分さや核エネルギーの平和利用についての曖昧さがあるとしても、核兵器廃絶の道程の大きな前進である。そのことは、核兵器の先制使用を視野に入れてまで米国の政治的意思を貫徹しようとしてきた歴代大統領の言動と比較すれば明らかであろう。

当協会は、オバマ大統領に対して、被爆の実相をリアルに見聞し、(1)核兵器使用の犯罪性と非人道性についての認識を深めること、(2)「核抑止論」の愚昧さを自覚すること、(3)「核兵器廃絶条約」の制定にイニシアチブを発揮すること、(4)核エネルギーに依存しないエネルギー政策を選択すること、などを要望するところである。

同時に、彼が主張する核兵器廃絶に向けた具体的努力、とりわけ2010年のNPT再検討会議の成功については、誠実に協力をしたいと考えている。

オバマ大統領の核兵器廃絶を約束したプラハ演説を「歴史の転換点」とすることができるかどうかは、私たちの主体的努力にも依存しているのである。

当協会は、「核兵器廃絶条約」の期限を区切ったの制定に向けて、最大限の努力をすることを決意する。

提出文書② 原爆症認定訴訟と其中で明らかになった事実

内 藤 雅 義

1、始めに

原爆症とは、原爆の放射線により引き起こされる病気です。

2003年に始まった原爆症認定をめぐる集団訴訟は、全国307人の被爆者によって全国の15の地方裁判所に提訴され、その内の11の地方裁判所で13の判決がありました。この内12の判決について控訴がなされて6つの高等裁判所に係属し、その内の3つの高等裁判所で5つの判決が言い渡されました。これら18（地裁13，高裁5）の判決は実質全て原告の勝訴でした。そして、これまでに判決が言い渡された原告194名の内、179名が勝訴となっているのです。

この訴訟は、訴訟を通じて個々の原告の救済にとどまらず、日本政府に対して原爆症認定制度の改善を求めるものです。同時に被爆の実態を明らかにすることによって、核兵器の廃絶につなげたいという日本被団協を中心とする被爆者の想いに支えられています。

307名の原告の内、既に約70名がなくなっており、原告らに残された時間はありません。今年の8月6日、7日のヒロシマ・ナガサキデーまでに訴訟の全体的解決と原爆症認定基準の抜本的改善を図るために今、訴訟は大詰めを迎えています。

そこでこの訴訟の意味と、この訴訟で明らかになった事実を中心に報告します。

2、被爆者に対する日本の法制度と原爆症認定

(1)被爆者に対する日本の法制度

第2次世界大戦の末期の1945年8月6日と9日、広島市と長崎市にアメリカ軍による原子爆弾が投下されました。原爆は、二つの町を一瞬にして壊滅させ、広島市民14万長崎市民7万人をその年の内に殺しました。更に日本が敗戦後、1952年までアメリカ軍の占領下に置かれたことから、占領下はもちろん、独立後も被爆者は国から放置され、この間に多くの被爆者が死亡しました。

しかし、1954年3月のビキニ被災事件（ブラボーショットによる被曝）を契機に盛り上がった原水爆禁止運動（1年のうちに有権者の半分以上が原水爆禁止の署名をしました）に押され、1955年には日本被団協が結成され、翌1956年に原爆被爆者に対する法制度が制定されました。その後、何度か法改正が行われていますが、現在の法制度では、被爆時爆心地から一定範囲にいた人（ほぼ、爆心から4km～5km位）、爆心地から2km以内に2週間以内に入った事実等が認められた人が、被爆者健康手帳が交付され、これらの人々が法的な意味の被爆者となります。この法的な意味での被爆者には、医療費について、健康保険の自己負担分が公費で支給されます。

ただ、日本では、軍人以外の一般戦災者に対する戦争被害補償をしておらず（このことは、日本が戦後日本の侵略戦争の被害国に戦争責任をとらないこととも結びついています。）、その均衡から、被爆者に対する援護制度も放射線被害のみに限定され、原爆死没者

に対する補償もありません。その意味では、日本の被爆者制度は、生存者に対する放射線被害に特化した法制度となっています。

(2) 原爆症認定制度と立ち上がった被爆者

原爆症認定制度は、この法的な被爆者に対するものです。法的な被爆者が病気に罹った場合、それが原爆放射線の影響によるものであり、かつ、治療が必要と認められた場合、原爆症と認定されます。そして、原爆症と認定された被爆者には、医療特別手当として月額13万円余が国から支払われます。

ところが、長い間、原爆症と認定された被爆者は、法的な被爆者全体の0.9%程度に過ぎませんでした（ちなみに、2008年4月当時の法的な被爆者数は、約25万人ですが、原爆症と認定された被爆者は2200人程度に過ぎません）。

それは、政府は、以下で述べる放射線影響研究所のデータに基づいて、爆心地から2km以内にいた近距離被爆者の特定の悪性腫瘍と、白内障といった特定の非がん疾患についてのみ原爆症認定が限定されてきました。

ところが、被爆者の手元にデータはありませんでしたし、原爆症は非特異的疾患であり、現在の科学では病理から放射線の影響によるものであることは立証できません。そのため、被爆者自身、距離で区分され、病名が狭いことに納得できなかったものの、長い間、原爆症認定実務に異議が出されないままだったのです。

ところが、2000年長崎の被爆者松谷英子さんが2.45kmという比較的遠距離で被爆しながら、最高裁判所まで争い、原爆症と認定されました。それにも関わらず、国が原爆症認定実務を改めなかったことから、集団訴訟が提起されるようになったのです。

それは同時に、戦後60年以上たって、被爆者は「死ぬ前に何としても原爆被害の残酷な実態を告発したい」との思いからでもありました。

そこで、次いで原爆について説明するとともに、原爆症認定訴訟で明らかになったこと、そしてその背景について述べます。

3、原爆と都市壊滅

今から64年前の1945年7月16日、アメリカニューメキシコ州アラゴモードの砂漠で、地球誕生以来、最初の核分裂反応である原爆実験が行われました。それから3週間後の8月6日には広島、その3日後の8月9日には長崎と、人々の住む都市の上空で原爆が炸裂したのです。

原子爆弾が起爆され、核分裂による連鎖反応が始まると、炸裂の中心に数百万度、数百万気圧にも達する高温高压状態のプラズマ、即ち火球が形成されました。爆発から1秒後、この火球は爆発地点を中心に半径約150mの大きさになり、表面温度は約5000度となりました。頭上数百メートルのところに人工の太陽が出現したのです。

この人工の太陽である火球は、超高压の大気の膨張となり、音速を遙かに超えて伝わる衝撃波を生み出し、瞬時に建物を破壊しました。それを追うように爆風が吹き、その風速

は、爆心地から500m地点で秒速280mという強烈なものでした。その結果、広島と長崎の街は、10秒で壊滅したと言われます。

超高温の熱線は、人々の皮膚の奥まで焼き、皮膚を肉体から剥離させました。強烈な衝撃波と爆風は、眼球を眼窩から押し出し、人を木の葉のように吹き飛ばし、たたきつけました。人は、血と体液をしたたかせた皮膚を垂れ下げ、あるものは眼球を眼窩から垂れ下げながら、幽霊のように歩き彷徨い、救いを求めたのです。広島と長崎の川は、無数の死体で埋まりました。その瞬間、人々はその瞬間、何が起こったのか分かりませんでした。熱線によって発生した火災は、破壊された建物に生きたまま下敷きになった人々を襲いました。人はわれがちに死体を踏みながら逃げ惑い、子が親を捨て、場合によって親が子を捨てることさえ起こりました。

原爆は、街を壊滅させ、焼き尽くしただけではありませんでした。人々が原爆の光を見る前に、火球の中心部から放出された放射線が人々を射抜き、街を放射能に変え、放射能に充ちた巨大なキノコ雲が街を覆い、黒い雨が人々の上に降り注いだのです。人々は、何も知らないまま、焼かれ傷ついた人々を救うために、放射能に汚染された街に入りました。被爆時に傷つかなかった人、人々を救いに入った人の中からも体に異変が生ずるようになりました。人々は、得体の知れない現象におそれを抱き、それを「ガス」と呼びました。

4、原爆症認定訴訟で明らかになった事実

(1)原爆放射線の残虐な特質

日本では、上記のように原爆が街を壊滅させ、焼き尽くし、そして急性放射線症状で多くの人々が死亡したことは比較的良く知られています。しかし、原爆症認定訴訟は、これにとどまらない原爆放射線の影響を明らかにしました。

日本でも、被爆後の長期的な放射線影響については、爆心地から近距離（2km以内）で被爆した人が、特定のガンや白内障に罹るだけだとされてきたのです。これに対して、原爆症認定訴訟で明らかになったのは、広い範囲で何時までも人間を苦しめ続ける原爆放射線の残虐な特質でした。

(2)広汎な持続的影響

第1に、原爆放射線が、被爆直後の急性症状だけではなく、被爆後64年もたった今日に至るまで被爆者を絶えず苦しめ続けた事実、そして、特定のガンや白内障だけではなく多くの病気の原因となっている事実があげられます。

すなわち、被爆者は、脱毛、下痢といった急性症状から回復した後にも、疲れやすい、化膿しやすい、風邪を引きやすい、根気が無くなったといった「ブラブラ病」と呼ばれる症状に苦しめられ続けました。当時の研究者は、「慢性原子爆弾症」と名付けて被爆者に一種の体質の変化があったことを指摘し、被爆者を診療する一部の医療関係者にもこのような体質変化が知られていました。しかし、当時の検査データに現れないこともあって医学

界で広く認知されることはなく、国による原爆症認定の基礎となることもなかったのです。これに対して、原爆症認定集団訴訟では、このような体質変化が被爆者に広く存在すること、その体質変化が様々な病気の基礎をなしていることを明らかになりました。判決も原爆症に至る経緯を総合的に判断することを重視し、また、原爆症と認定するがんの種類が拡大され、心筋梗塞、甲状腺機能低下症、肝機能障害といった非がん疾患も広く原爆症と認定されるに至ったのです。

(3) 残留放射能と町の汚染

第2に、原爆症認定集団訴訟は、原爆が広島、長崎の街を放射能で汚染した事実を明らかにしました。

これまで近距離で原爆に被爆した人だけが原爆症と認定されてきました。炸裂した原爆から飛び出した放射線、つまり、初期放射線の線量だけに焦点を当て、その線量からのみ放射線の影響を見ようとしたからです。

ところが、原爆症認定訴訟の中で明らかになったのは、爆心地から2 km以遠にいた遠距離被爆者や原爆投下後広島、長崎市街に入った入市被爆者にも、脱毛、下痢、紫斑といった放射線による急性症状が現れている事実でした。同時に、遠距離、入市被爆者が急性症状を起こした根拠の一端も明らかになりました。原爆が街を放射能で汚染させたこと、原爆のキノコ雲には放射能が充満しておりそこから放射能が黒い雨等になって被爆者に降り注いだこと、遠距離被爆者や入市被爆者が放射能に汚染された物を吸い込んだり、飲んだり食べたりして、体内に取り込んで持続的に内部被曝したこと等です。

各地の判決はこれらを踏まえ、急性症状等の被爆の実態に基づいてこれまで切り捨てられてきた遠距離被爆者や、入市被爆者にも放射線の影響を認めたのです。

5、これまで原爆放射線の残虐な特質が明らかにならなかった理由

それでは、何故、これらの点が明らかにならず、また、原爆症認定が厳しく制限されてきたのでしょうか。

(1) アメリカによる隠蔽

まず、原爆症認定の基礎となる被爆者の調査がアメリカによる軍事目的で開始されたものであること、被爆の実相が隠蔽されたことが、背景にあります。

原爆症認定は、アメリカにより、1947年に設立された原爆傷害調査委員会（ABCC）と、その後これを引き継いだ日米合同の研究機関である放射線影響研究所による50年以上にわたる被爆者調査のデータに基づいています。しかし、ABCCは元々アメリカが軍事目的で設立したものであり、被爆者はモルモットであり、データに過ぎませんでした。ABCCでは、被爆者の調査はしても治療はしなかったのです。そのため、日本の医師達が向き合った被爆者の苦しみを全体で見ることはありませんでした。しかも、米占領軍は、原爆被害の残虐性が世界に知られることを恐れ、日本の医師達の研究を禁じ、あるいは、そのデータをアメリカに持ち去りました。その結果、被爆者の持続する苦しきは医

学界で公に認知されないままになったのです。

また、A B C Cの調査目的は、原爆の初期放射線による殺傷能力を調べることでした。しかも、アメリカには、原爆の残留放射能が広島、長崎を汚染した事実を否定したい意向が働いていました。そのため、行われた調査は、原爆炸裂時に浴びた初期放射線の影響だけでした。放影研では、初期放射線と胃、肝臓、甲状腺といった個別の臓器へ統計的な関連性を調べることに終始し、被爆者の苦しみを全体として捉えることはなく、残留放射能の影響も無視されたのです。

(2) 日本政府による隠蔽への負担と被爆者の放置

他方、日本政府も占領下でアメリカに追従して被爆の実相の隠蔽に荷担し、被爆者を放置して治療や独自の調査をすることもありませんでした。その結果、占領が終了するまでに多くの命が失われ、被爆の実相調査の機会をも失ったのです。のみならず、現在の集団訴訟においても、放射線の広汎な持続的影響を否定し、残留放射線の影響を否定する主張を続けています。そこには、単に認定制度の問題にとどまらず、日本政府の現在の核政策、原子力政策にとって好ましくないとする考えを反映していると考えられます。

これに対し、原爆症認定集団訴訟の中で、被爆者側は、過去の被爆者の調査、日本の医師達の努力、医学的、物理学的問題を含むA B C C・放影研の調査の問題点を明らかにしました。これらを踏まえて、裁判所は、積み上げられた被爆者の苦しみの実態に沿って原爆症認定を行ったのです。同時に、科学の進歩により抵抗力の低下や体内の過剰反応といった被爆者の体内で起こっている様々な放射線の持続的影響のメカニズムが徐々に明らかになってきたことも認定疾病の拡大を導く根拠となっています。被爆者の体質変化が科学的データからも裏付けられつつあるのです。それは、かろうじて生き延びた被爆者が、明らかにしつつある事実です。

6、原爆症認定をめぐる現在の状況

2006年5月12日の大阪地方裁判所における最初の判決（9人全員勝訴）から、2009年5月28日の東京高裁判決（30人中29人勝訴）まで、これまで上述したように18の判決が言い渡され、全て原告の勝訴判決となっています。

裁判所における勝訴判決を受けて、政府は、2008年4月から、国は原爆症認定基準を大幅に改善しました。従前、最大限2kmの初期放射線を浴びた被爆者の制限された悪性腫瘍と極めて近距離の白内障に限定されていた原爆症認定について、被曝の範囲も、疾病の範囲も拡大したのです。

まず、被曝の範囲については、被爆当時爆心地から3.5kmに居た者にまで被曝距離を拡大したのみならず、一定範囲の残留放射線の影響を受けた人々にまで拡大しました。また、疾病の範囲も、非がん疾患と白内障に加えて心筋梗塞を含むようになりました。しかし、被曝の範囲についても、疾病の範囲についても未だ被爆者の受けた被害に見合った

ものとはなっていません。そこで、その後も訴訟に係属しているわけです。

原爆症認定については、訴訟の経過の中で、原告弁護団は、政治家にも働きかけ、政治家からも様々な協力を得てきました。それが2008年4月の認定制度の改善につながっています。そして、現在政府の官房長官である河村健夫衆議院議員は、従前与党の被爆者対策の責任者をしてきたこともあり、2008年9月の官房長官就任時に東京高等裁判所の判決を受けて原爆症認定問題全体の解決を図りたいと述べていました。そして、被爆者側はこれまでの判決の集大成とも言える去る5月28日の判決を受けて政府に対する攻勢を強めています。これを受けて官房長官も8月6日、9日の原爆の日の前に首相と被爆者代表が会い、そこで解決施策を示したいと述べるに至っています。

原爆症認定を扱う厚生労働省の官僚からの強い抵抗もあり、予断を許しません、何とか原爆の日までに解決すべく訴訟と運動を進めているところです。

提出文書③ 北朝鮮の核武装強化を止めるために

弁護士 大久保賢一

問題意識 朝鮮半島の非核化は核兵器廃絶への一里塚

オバマ米国大統領の「核兵器のない世界」演説は、決して歓迎一色ではない。「不快」、「空想」、「幻想」、「非現実的」などという情緒的なものから、「核抑止力は主権の範囲」とか「核兵器だけを対象とする軍縮には応じられない」などの反応も出ている。もちろん核兵器国の関係者からである。私はといえば、核超大国の政治リーダーが、「核廃絶」を「公約」したことは評価したいし、単なる「口約」(リップサービス)にとどまらないよう主体的に協力したいと考えている。そう思っていた矢先に、朝鮮人民民主主義共和国(北朝鮮)が核実験を再開し、短中距離ミサイルだけではなく、長距離ミサイルの発射を計画しているというのである。

いくら核兵器廃絶を希求したところで、お膝もとの北東アジアに核兵器で対峙する国家が存在するようでは、全く先が見えないということになってしまう。そうすると、核兵器を廃絶しようというのであれば、北東アジア、より直接的には朝鮮半島の非核化を実現しなければならないということになる。そのためには、北朝鮮に核武装の強化を思いとどまってもらうことが課題の一つということになる。しかも、制裁によって追い込むとか、北朝鮮の軍事基地を先制攻撃するとかの方法ではなく、平和的な方法によってである。

以下、検討してみる。

六カ国協議の共同声明

2005年9月19日、第4回六ヶ国協議(六者会合とか六者協議ともいう。英語では、Six-Party Talks)で、関係する諸国(日本・米国・中国・韓国・ロシア・北朝鮮)による共同声明が発せられている。①平和的方法による検証可能な朝鮮半島の非核化、②国連憲章の原則や国際関係の規範の遵守、③エネルギー、貿易、投資の分野における協力の二国間または多国間での推進とエネルギー支援、④北東アジア地域の永続的な平和と安定のための努力、⑤「約束対約束、行動対行動」の原則に従い、意見が一致した事項については段階的に実施、という内容である。

特に、第1項との関係で、北朝鮮は、核兵器と既存の核計画の放棄を約束し、米国は朝鮮半島において核兵器を保有しないことを約束し、北朝鮮に対し攻撃または侵略を行う意図がないことを確認している。合わせて、韓国はその領域内に核兵器がないことを確認し、核兵器を配備しないことも約束している。なお、北朝鮮は、原子力の平和利用の権利を有する旨発言し、他の参加者もこの発言を尊重するとしている。

また、第2項との関係で、北朝鮮と米国は、主権の相互尊重、平和共存、国交正常化を約束し、北朝鮮と日本は、平壤宣言にしたがって、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化することを約束している。

国際法の諸原則を反映した、私たちも歓迎する声明である。

この共同声明に盛り込まれた事項が実現すれば、朝鮮半島は非核化されるし、主権の相互尊重、平和共存を基礎として、米朝や日朝の国交も正常化されているはずなのである。

この共同声明はどうなってしまったのだろうか。

テポドン発射と核実験の実施

北朝鮮は、**2006年7月**にテポドンなどミサイル7発を発射し、**同年10月**には核実験を実施した。このミサイル発射に対する国連安保理決議が1695であり、核実験に対する決議が1718である。

1695決議は、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、弾道ミサイル計画に関する活動を停止するよう要求し、合わせて、全ての加盟国に、北朝鮮のミサイルや大量破壊兵器関連の物資の移転の防止を求め、北朝鮮および参加各国に、六者協議の再開を要請している。

1718号決議は、北朝鮮の核実験を非難し、核実験も弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないよう要求し、核不拡散条約(NPT)からの脱退を思いとどまり、国際原子力機関(IAEA)への復帰を要求し、核兵器・核計画を完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で放棄することを求めている。合わせて、この決議は、戦車、戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦船、ミサイルなどの、全ての加盟国から北朝鮮への供給、販売、移転も、その逆も防止することとし、技術移転や資金移動、核兵器、ミサイル、大量破壊兵器製作に関連している北朝鮮の要人や家族の他国への入国や通過なども防止するとしている。いわゆる制裁措置である。そして、六者協議への速やかな復帰と、共同声明の実施の作業を要請している。なお、留意しなければならないのは、この決議は、北朝鮮の出方によっては、制裁措置の強化もありうるとしていることである。

六ヶ国協議は継続された

北朝鮮のミサイル発射や核実験が行われても、六ヶ国協議は継続された。

2007年2月、6者会合で、「共同声明の実施のための初期段階の措置」についての合意が成立している。ここでは、①北朝鮮は、核施設の放棄を目的として、活動の停止と封印を行い、監視と検証のためのIAEAの要員の復帰を認める。②全ての核計画について五者と協議する。③完全な外交関係を目指す米朝協議を開始し、米国は「テロ支援国家指定」の解除する作業を開始する。④日朝は、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として国交正常化のための協議を開始する。⑤北朝鮮に対する経済、エネルギー、人道支援について協力する、ことなどと合わせて、朝鮮半島の非核化、米朝国交正常化、日朝国交正常化、経済・エネルギー協力、北東アジアの平和および安全のメカニズムなどをテーマとする作業部会を設けることも約束されている。

更に、**同年10月**、「共同声明実施のための第2段階の措置」について合意が成立している。朝鮮半島の非核化については、①北朝鮮は、既存の核施設を無能力化する。米国はこ

れを主導し、当初の費用を負担する。②北朝鮮は、全ての核計画の完全かつ正確な申告を行う。③北朝鮮は核物質、核技術、ノウハウを移転しない、とされている。また、米朝関係では、米国による「テロ支援国家指定の解除」、対敵通商法の適用終了作業の開始などが、日朝関係については、両者間の精力的な協議と、具体的な行動の実施が約束されている。

そして、**2008年12月11日**、「六者協議に関する議長声明」が発せられている。この声明では、六者が、①第2段階での措置の完全な実施、②朝鮮半島の非核化の検証、③北東アジアの平和および安全についての指針を議題として、「真剣かつ率直で、突っ込んだ、建設的な議論」が行ったとされている。そして、北朝鮮の核施設の無能力化、核計画についての申告などにかかわる「第2段階の措置」の進展を評価した上で、「六者会合のプロセスを前進させ、北東アジアおよび世界の平和および安定に貢献する。」「次回の会合を早期に開催する。」としているのである。

確かにこの間、**2008年6月には**、北朝鮮は核計画を申告し、原子炉の冷却塔を爆破したし、**同年10月**、米朝は核計画の検証手続きで合意し、米国は北朝鮮に対する「テロ支援国家指定」を解除したのである。この成果はどこに消えたのか。なぜ消えたのか。

この半年の間に何が起きたのか

北朝鮮は、**去る4月14日**、「平和的な人工衛星打ち上げ」を問題視した国連安保理の議長声明は「朝鮮の自主権を侵害し、朝鮮人民の尊厳を冒瀆するものである」として、6カ国協議への不参加を表明したのである。加えて、自衛的核抑止力の強化を図るとし、**5月25日には**、核実験を再開し、短中距離ミサイルの発射だけではなく、長距離ミサイルの発射の準備をしているのである。この事態は、今まで積み上げられてきた六ヶ国協議の成果を根底から覆すものである。私も、05年9月19日の「共同声明」はぜひとも実施されるべきだと考えているので、これ以上の事態の悪化は絶対に避けたいのである。

ところで、この北朝鮮の強硬姿勢について、いつもの「瀬戸際外交」であって、その目的は、米朝直接協議を再開させ、現政権の保全を図りたいだけである。過剰な対応をすることは、北朝鮮の思惑に乗るだけである、との見解がある。確かに、北朝鮮は六カ国協議に参加しながら、しかも「共同声明」の後もミサイル発射や核実験をしたことがあり、それでも六カ国協議は継続されてきたのであるから、このような見解もありうるであろう。

しかしながら、このような事態が繰り返されることは、朝鮮半島や北東アジアの非核化が遅れるだけでなく、核兵器廃絶が現実的日程に上がらなくなってしまうであろう。加えて、「北の脅威」を口実として、「敵基地先制攻撃論」がのさばり、憲法9条を改定して、武力によって国際紛争の解決をする「普通の国」へと突き進むことにもなりかねないであろう。それは、この地域で生活する多くの人たちに恐怖と欠乏をもたらし、平和のうちに生活する権利を奪うことになるであろう。私は、それを避けたいのである。

そこで、ここでは、北朝鮮が態度変更の理由とする「北朝鮮に関する議長声明」を検討する。

「北朝鮮に関する議長声明」

国連安保理は、**4月14日**、「北朝鮮に関する議長声明」を発し、**4月24日**には安保理決議1718号に伴う制裁を発動した。議長声明は、「安保理決議1718号に違反する北朝鮮の発射を非難する。安保理は、北朝鮮にいかなる更なる発射も行わないよう要求する。1718号決議に基づく制裁措置をとる。6者会合を支持し、その早期再開を要請する。」というものである。

ここでは、単に「発射」とされているだけで、人工衛星ともミサイルとも特定されていない。もし、この発射がミサイルであれば、安保理決議1718違反であるばかりではなく、1695決議違反とされるべきであろう。ところが、この議長声明は1695決議には全く触れていないのである。このことは、安保理は、この発射をミサイルの発射とは断定していないことを意味している。にもかかわらず、発射を非難するということは、人工衛星の発射であっても決議1718違反として非難したことになるであろう。人工衛星の発射を決議1718に違反するということはできないし、制裁措置を発動するというのもできないことになる。

こう考えれば、この議長決議に説得力はないだけでなく、むしろ北朝鮮が怒るほうが道理であろう。根拠のない非難をされた北朝鮮が、唯々諾々と6者会合に復帰すると考えるのは、非現実的である。むしろ、北朝鮮が、6者会合に戻ることは安保理の無理無体を受忍することになると考え、そこからの脱退を選択することは、決して没論理的な振る舞いとはいえないであろう。北朝鮮が安保理決議を非難し、態度を硬化する理由はあると言わざるを得ないのである。

だからといって、核実験やミサイル発射を容認するものではない。けれども、北朝鮮だけを責めることもできないであろう。そこでもう少し北朝鮮の言い分に耳を傾けることとする。

北朝鮮の姿勢

北朝鮮は、**5月29日**、「朝鮮は数十年間、朝鮮半島の非核化を目指して努力してきた。米国は核脅威の度合いを強めている。ついには平和的な人工衛星の打ち上げまでにかこつけて9.19声明の基本精神である自主権尊重と主権平等の原則に違反して、六者会談まで破壊した。」、「核実験の99.99パーセントを行い、世界で最も多くの核兵器を持っている安保理常任理事国が、米国の核脅威に対する自衛措置として断行した初の核実験を(06年10月)を一方的に『国際平和への脅威』とみなして採択した1718号決議は認めない。」、「核実験やミサイル発射を防衛のために行うことは、いかなる国際法にも違反しない。」、「事態がここまで至った責任は、平和的な衛星打ち上げを国連に持ち込んで非難した米国と、それに追従した勢力にある。」、「自分たちが持っていて、朝鮮がもつことはだめだというのは、結局、小国は大国に従えということになる。」、「国連安保理が作り上げた『国連軍司令部』は、朝鮮停戦協定を締結した一方である。安保理の敵対行為は停戦協定の破棄となる。」などという内容の外務省談話を発している。

ここに見られるのは、米国の核に対する脅威感、核兵器国である安保理常任理事国の身勝手に対する怒り、核やミサイルの実験や保有は国際法に違反しないという主張、大国優先主義の拒否、朝鮮戦争ははまだ終結していないとの認識などである。

これらの主張は屁理屈であろうか。引かれ者の小唄であろうか。小ざかしい詭弁であろうか。そ

れとも検討しなければならない課題なのであろうか。

米国は間違いなく北朝鮮を敵視している。「ならず者国家」、「テロ支援国家」としてきたし、その指定を解除した後も北朝鮮の信頼を得るには至っていない。現に、**今年3月9日から20日**までの間、米韓両国は、北朝鮮の反発にもかかわらず、例年どおり、北朝鮮との戦闘を想定した大規模な軍事演習「キーリゾルフ」や「フォールイーグル」を実施している。この演習には、原子力空母や原潜も参加し、米兵(在日米軍も含む)だけで2万6千人が動員されている。シュミレーションでは、北朝鮮の長距離砲基地は開戦直後に撃破され、空軍は3・4日の間で全機撃墜されるという。

安保理のダブルスタンダードは誰の目にも明らかである。イスラエルの核開発やパレスチナへの攻撃を非難したことがないことを見れば直ぐ分かるであろう。インドやパキスタンに対する態度と北朝鮮に対する態度でも雲泥の差がある。

核兵器の開発・実験・保有・移譲・使用やその威嚇を全面的に禁止する条約はない。ミサイルについても同様である。国際司法裁判所は、一般的に核兵器の使用やその威嚇を国際法上違法であるとしているが、自衛の極端な場合には、核兵器の使用やその威嚇は違法とも合法ともしていない。核兵器もミサイルも国際法上は禁止されていないのである。禁止しようとしても、それに乗ってこないのが核兵器国である。

また、北朝鮮が当事国として約束した「共同声明」に違反することは責められるべきであるが、その前提を欠くような事情変更があったということになれば別であろう。

況や、ダブルスタンダードを特徴とする安保理決議を無視するということがあながち非難できないであろう。

そして、「大小各国の同権」、「内政不干渉」は国連憲章の大原則である。

朝鮮戦争の終結も未だなのである。

求められること

私たちに求められていることは、北朝鮮を口を極めて罵ることでも、制裁を強化することでも、況や武力攻撃の準備をすることでもない。現実の国際政治の中に牢固として存在する大国主義、武力行使優先、核兵器容認の勢力に対して、その姿勢を改め、主権平等、平和共存、核兵器廃絶の立場に立つよう求めることである。そのような努力が展開されることによってこそ「北の脅威」は軽減し、消滅するであろう。

私は、北朝鮮に核武装を強化して欲しくない。だから、その核武装強化の動機を軽減することを視野に入れて、考え、行動したいと思う。

2009年6月4日記

提出文書④ 核不拡散と核軍縮に関する国際委員会への要望書

核不拡散と核軍縮に関する国際委員会 御中

要 望 書

2009年2月9日

核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会(日本反核法律家協会)

日本反核法律家協会は、貴委員会に対して、核兵器廃絶の早期実現の願いを込めて、この要望書を提出します。

第1 要望の趣旨

1. 被爆の実相と被爆者の証言を判断の基礎においてください。
2. 核兵器の非人道性、犯罪性および違法性を確認してください。
3. 核兵器廃絶を「究極の課題」とするのではなく、早期実現に向けた具体的「行動計画」を明確に提起してください。
4. 「行動計画」の中に、「核兵器条約」の実現を、期限を設定して、提起してください。
5. 「核兵器条約」の制定に向けての「誠実な交渉」を早急に開始するよう各国政府に呼びかけてください。

第2 要望の理由(概要)

1. 「核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会」(略称・日本反核法律家協会・JALANA)は、核兵器の廃絶と被爆者の援護を目的とする法律家団体です。構成員は約400名。国際反核法律家協会(IALANA)の構成員でもあります。私たちが、上記の要望をする理由の概要を述べます。
2. 広島、長崎への原爆投下は、瞬時にして、多くの人々を無差別に、かつ残虐に殺傷しました。被爆者は、現在も、原爆放射線の影響で、癌、白血病、甲状腺異常、肝機能障害、白内障などで苦しめられています。現実使用された核兵器が人間に何をもたらしたかの確認は、核兵器問題を考える上での原点です。被爆者は、核兵器によって「この世の地獄」を味あわされたのです。そのことを知らずに核兵器問題を語ることはできないでしょう。ぜひ、被爆者の証言を聞いてください。
3. 核兵器の使用は国際法に違反するとの東京地方裁判所年判決(1963年)、および国際司法裁判所の「勧告的意見」(1996年)を想起してください。東京地方裁判所は、「原爆投下は国際法に違反する」としていますし、国際司法裁判所は、「核兵器の使用とその威嚇は、国際法に一般的に違反する」としています。また、国際司

法裁判所は、核兵器の完全軍縮に向けての「誠実な交渉」の開始を勧告しています。今問われていることは、この勧告的意見の現実化です。核兵器の使用と威嚇が、国際法違反であることを前提とする議論が求められているのです。国際司法裁判所の勧告的意見を活用してください。

4. 核兵器保有の正当化の根拠は「核抑止論」です。これは、敵対する国家に対して核兵器攻撃を行う場合があるという威嚇により、相手国とその民衆に恐怖心を覚えさせることによって、自国の政治的意思を貫徹しようとする論理です。核兵器国は、威嚇と恐怖の交錯を前提とし、核兵器を国家安全保障の「守護神」としているのです。「この世の地獄」をもたらす「悪魔の凶器」が「守護神」とされているのです。この倒錯した思考との決別が求められているのです。「核抑止論」からの決別を期待します。
5. 既に、「モデル核兵器条約」が国連に正式討議文書となっていることに留意してください。1999年、米国下院は、「歓迎する」との決議をしています。昨年、国連事務総長も核兵器廃絶の「良い出発点」となると評価しています。この「モデル核兵器条約」からモデルがとれ、「核兵器条約」が早期に実現するよう尽力してください。
6. 平和市長会議など NGOs によって、2020年という期限を区切って核兵器をなくそうという運動も進められています(2020ビジョン)。核兵器保有国の元高官からも核兵器廃絶の声が上がっています。核兵器廃絶の機は熟しているのです。ぜひその機運を励ましてください。
7. 「核不拡散と核軍縮」にとどまらないで、「核兵器 廃絶」を早急に実現するイニシアチブの發揮を要望します。

第3 要望の理由(詳論)

1. 自己紹介

核兵器の廃絶を目指す日本法律家協会（日本反核法律家協会）は、1994年、核兵器廃絶と被爆者援護を目的として設立されました。現在、構成メンバーは約400名です。国際反核法律家協会の構成団体でもあります。私たちは、核兵器は強度の暴力性と非人道性を伴う、国際法を否定する兵器であると考えています。そして、法律家には、国際法を誠実に実施し、発展させ、核兵器の使用を阻止することに特別の責任があることを自覚しています。私たちは、その自覚の下に、世界と日本の心ある人々と連帯して、法律家の立場から核兵器廃絶と被爆者援護に寄与するための活動をしています。

2. 原爆被害の実相

- (1) 米国が広島と長崎に原爆を投下したのは、1945年8月6日と9日でした。原

爆投下により、広島と長崎は一瞬にして廃墟となり「屍の町」が出現しました。その12月末日までに、広島約14万人、長崎約7万人合計約21万人が死亡したと推計されています。そのほとんどが非戦闘員です。しかもその死に様は、生きたまま焼かれるという、どんな医者も手の施しようのない苦痛を伴うものでした。原爆は人間を、戦闘員か非戦闘員かの区別も、敵か味方かの区別もなく無差別に、しかも言語に絶する残虐な方法で殺傷したのです。また、原爆によって、軍事施設か非軍事施設の区別もなくあらゆる建造物も破壊されました。原爆の前では、どのような建造物も無力だったのです。このように、原爆の第1の特徴は、殺傷の瞬間性、大量性、無差別性、残虐性と破壊の無差別性にあるのです。

- (2) そして、ここで想起していただきたいのは、63年前の原爆投下時の放射線の影響で、現在も多くの人々が「原爆症」に苦しんでいることです。被爆者の総数は約66万人と推定され、現在の被爆者手帳の所持者は約27万人です。既に多くの被爆者が他界しました。けれども生存している被爆者も原爆の悪影響を受けつづけているのです。通常は、戦争の終結によって、人々は多くの不幸は背負うものの、武力行使の直接的影響からは解放されます。しかし、原爆被害者はそうでなかったのです。かろうじて生き残ることのできた被爆者は、激しい下痢、脱毛、体のあらゆる部位からの出血などの症状を呈する「急性症状」および激しい倦怠感を伴う「慢性症状」だけではなく、原発性多発癌、肝臓障害、甲状腺障害などの「後遺障害」とのたたかいを余儀なくされてきたのです。これらの症状は放射線の「内部被爆」によるものと考えられています。原爆の人体に対する影響は、超高熱や超爆風などの直接的打撃にとどまらないのです。原爆の第2の特徴はこのような放射線被害の永続性にあるのです。また、この放射線被害は、被爆者本人だけではなく、世代を超えて継続する恐れがあることも忘れてはならないでしょう。放射線は人間のDNAレベルでその影響を与えるのです。
- (3) このような原爆被害の実相については、被爆者の方たちの証言にあるとおりですが、この証言も被爆の実相のごく一部が語られているだけであり、その全てを語りつくすことはできないでしょう。そもそも、原爆被害を語ろうにも、死者たちは語り続けることができないのです。だからこそ、私たちは、語り続けることのできない人たちに代わって語り続けなければならないのです。どうか原爆投下が被爆者に何をもたらしたのかを想像していただきたいのです。

3. 原爆投下の正当化理由

- (1) ところで、米国は、原爆投下は必要かつ正当なものであったとしています。パールハーバーの報復であり、戦争を早期に終結し、戦争被害者を少なくするために必要な手段であったという理由です。また、大日本帝国の植民地支配を受けていた人々には「原爆投下が植民地支配を早期解放した」という声もあります。確かに、「本土

決戦」が行なわれれば、硫黄島や沖縄の悲劇を凌駕する事態が起きたかもしれません。また、大日本帝国の植民地支配と侵略が多くの国家と人民に多大な犠牲を強いたことは事実です。従って、大日本帝国が行なった行為についての反省と謝罪が必要であることはそのとおりです。私たちは被爆者だけが戦争の被害者であるは考えていませんし、日本国の「戦争責任」と「戦後責任」についても真剣に向かい合わなければならないと考えています。

- (2) しかしながら、私たちは、原爆投下はこのような理由で正当化あるいは合法化できないと考えています。何故なら、原爆投下当時、既に非戦闘員や非軍事施設に対する攻撃や、戦闘員に不必要な苦痛を与える武器使用を禁止する国際法は存在していたからです。戦時下においても、その使用が禁止される兵器や戦闘手段は、戦争法規すなわち国際人道法として定立されていたのです。一例をあげれば、1899年あるいは1907年のヘグ条約は「敵兵殺傷のための交戦国の権利は無制限ではない」ことを確認していますし、「交戦国が、人道主義の法と大衆の良心の命令に由来する国際法の原理に服すること」は国際法の大原則(マルテンス条項)となっていました。当時、国際社会は、戦争を一般的に違法とするまでには至っていませんでしたが、戦時下においても人間が人間に対して行ってはならない非人道的行為があることを認識し、それを国際法規範として定立していたのです。原爆投下が大量・無差別・残虐な殺傷行為であり破壊行為であることはその実相を知る人にとっては明瞭です。米国の対日戦争が「正義の戦争」であるとしても、原爆投下は国際人道法(戦争法規)に違反していたのです。
- (3) しかも、これらの国際人道法(戦争法規)は、単に抽象的な規範としてではなく、「ニュールンベルグ裁判」や「東京裁判」において、「連合国」が「枢軸国」の戦争犯罪人を裁く根拠規範としても機能していたのです。「平和に対する罪」の被告人は別として、戦争法規に違反したとして裁かれた戦争犯罪者は数多く存在するのです。本来、国際人道法(戦争法規)は、戦勝国の将兵であるか敗戦国の将兵であるかで区別して適用されるべきものではなく、戦争法規に違反したかどうか問われるべきものです。戦勝国が敗戦国将兵だけを裁くとすれば、それは「法による裁き」としては不完全でしょう。法が恣意的に運用されたとき、それは「法の支配」ではなく「力の支配」に限りなく近くなってしまおうでしょう。人を無差別かつ残虐に殺傷したものは、戦争の勝敗に関わらず裁かれなければならないのです。無差別かつ残虐な戦闘行為を行なったものが戦争に勝利した場合に、その無差別かつ残虐な戦闘方法が何ら問われることがないとなれば、無差別かつ残虐な戦闘方法を禁止する意味はなくなるでしょう。そして、戦争当事国は戦争に勝利することを考え、あらゆる手段を用いることになり、国際人道法(戦争法規)は、振り出しに戻るようになるでしょう。戦争勝利の究極の手段が核兵器であることは、核分裂や核融合のエネルギーの放出に対抗する方法がないことからして明らかでしょう。核兵器と国際人道法(戦争法規)

は並存しないのです。

4. 原爆投下の違法性国際司法裁判所の勧告的意見

- (1) このように私たちは、米国の原爆投下は当時の国際法に違反する行為であったと考えています。1963年、東京地方裁判所は、「原爆投下は国際法違反」と判決しています。そして、私たちは、広島と長崎への原爆投下が違法ということだけではなく、将来の核兵器の使用やその威嚇についても国際法違反であると考えています。国際司法裁判所は、1996年、国連総会が付託した「核兵器の使用と威嚇は国際法に違反するか否かについて」に関わる「勧告的意見」で「核兵器の使用と威嚇は一般的に国際法に違反する。」との見解を表明しています。私たちは、核兵器の使用と威嚇は「一般的に」ではなく「絶対的に」国際法に違反するという見解に与するものですが、公式な国際機関である国際司法裁判所の核兵器に関する見解は全世界の国家が尊重すべきであると考えています。核兵器の使用とその威嚇が違法であるとするれば、その開発や実験も保有も違法であり、その全てが禁止されるべきことは論理的必然です。したがって、今後新たに核兵器を開発し、実験し、保有することだけでなく、現在の核兵器も廃絶しなければならないのです。
- (2) また、国際司法裁判所は、「厳重かつ効果的な国際管理の下において、あらゆる側面についての核軍備の縮小撤廃に導く交渉を誠実にやり、かつ完結させる義務がある。」と勧告しています。しかしながら、この「誠実な交渉」は遅々として進んでおらず、いつ「完結」するのか全く予測がついていません。この遅れの理由の背景にあるのは、核兵器の必要性和有効性を認める「核抑止論」です。「核抑止論」は、核兵器の使用とその威嚇が国家安全保障に必要かつ有効であるという思考です。「我が国に敵対行動をとれば、核兵器による反撃を行い、大量殺戮と破壊で報復するぞ」という威嚇により、相手国とその民衆に恐怖心を植え付けようという戦略です。ここには、戦時下だけではなく、日常的に相手国とその民衆に恐怖心を与え続けることによって、自国の政治的意思を貫徹しようとする「心理作戦」を見て取ることができます。このような思考と行動は、国際社会に威嚇と恐怖が交錯する不安定な状況をもたらし続けるでしょう。人類の破滅をもたらすであろう「悪魔の凶器」が、国家安全保障の「守護神」とされているのです。私たちは、「核抑止論」を乗り越え、威嚇と恐怖が支配する国際秩序ではなく、公正と信義に基づく国際社会を確立したいと考えているのです。そして、私たちは、あなた方も同様の志向をしておられると信じています。

5. 現在の状況と「核廃絶」の流れ

- (1) そして、この「核抑止論」の下で、まだ地球上には26,000発の核弾頭が存在しています。核兵器が全人類を滅亡させても余りある状況は何ら改善されていない

いのです。オーバーキル状態が続いているのです。核戦争はこの世界の終末と人類という種の絶滅を意味しているのです。にもかかわらず核兵器の保有を試みる国家は後を絶ちません。また、米国のように核兵器先制使用戦略を採っている国家も存在します。私たちは、オバマ政権の下でこの政策の転換が行われることを期待しています。その期待は、皆さん方と共有できると信じています。

- (2) 原爆投下の犯罪性と非人道性、そして国際法違反を知る私たちは、核兵器廃絶は人類の共通の課題であり、そのための国際法秩序の確立を急がなければならないと考えています。「核兵器条約」の一日も早い実現を求めているのです。1997年、コスタリカ政府によって、「モデル核兵器条約」が国連総会の討議文書として配布されました。1999年には、米国下院において、この『モデル核兵器条約』を歓迎し、核兵器条約の早期締結に至る多国間交渉を開始するよう強く求める決議が採択されています。2007年、マレーシア政府とコスタリカ政府によって、改訂版も提案されています。潘基文国連事務総長は、昨年、この「モデル条約」が核兵器のない世界への「良い出発点」になると述べています。このように「核兵器条約」は、既に国連の課題となっていますが、その条約の制定と締結と批准は未だ現実的日程に上っていません。私たちは、「核兵器条約」が、国際社会において、現実的かつ具体的な課題として、早急に議論される必要があると考えています。そして、あなた方に、そのことに対する貢献を強く期待しているのです。
- (3) 今、世界では、核不拡散や核軍縮にとどまらず核兵器の廃絶に向けた動きが活発になっています。平和市長会議などによる「2020ビジョン」の活動は継続していますし、各国議員による核兵器廃絶の動きも顕著になっています。2008年だけでも、1月には、キッシンジャー氏ら元米国高官4氏による2度目の「核兵器のない世界」への提言。2月にはノルウェー政府による「オスロ軍縮会議」の開催。6月には英国の外相・国防相経験者4氏が「すべての核保有国が核軍縮の義務を果たすべきだ」と提言。7月にはイタリアのダレーマ元首相ら5氏が「核兵器のない世界を目指して」を発表。9月にはあなた方の委員会「核不拡散と核軍縮に関する国際委員会」が創設されています。オバマ大統領は、その選挙政策で「核政策の中心的要素はすべての核兵器を廃絶することだ」と公約しました。12月には期限を区切った核兵器廃絶協定をめざす新たな運動「グローバルゼロ」が始まっています。

6. 期待と要望

- (1) 私たちは、このような核廃絶の流れの中で設立されたあなた方の活動に大きな期待を寄せています。私たちは、自らの経験に基づいて、「人類と核兵器は共存できない」、「被爆者は私たちで終わりにして欲しい」、「核兵器を一刻も早くなくしてほしい」と希望しているヒロシマ・ナガサキの被爆者の声を、人類の未来社会を創造する上での原点にしなければならないと考えています。あなた方はこの被爆者の叫びをどの

ように受け止めるのでしょうか。ヒロシマ・ナガサキは過去のことではないのです。人類社会の現在と未来の問題なのです。あなた方の任務は人類の未来をどのように導くかということと深く関わっているのです。

- (2) 人類は、核兵器の威嚇とそれがもたらす恐怖の下でしか生きられないのでしょうか。「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」(日本国憲法前文)の実現は不可能なのでしょうか。あなた方は、その問いに答えなければならない立場にあるのです。私たちは、あなた方が、「全人類が、核兵器の恐怖から免れ、平和のうちに生存する権利」を確立するために大きな役割を果たしてくれるものと信じています。
- (3) もちろん、核兵器を廃絶するためには、核兵器保有国の政治的意思が必要です。核兵器国の核軍縮および核廃絶への意思なくして「核兵器条約」の制定も現実の核兵器廃絶もできないことはそのとおりです。その意味で、あなた方は、核兵器保有国の意思形成にどのような影響を及ぼすことができるのかが問われているのです。そのためには、まずあなた方一人ひとりが、核兵器を必要かつ有用なものとするのか、それとも危険かつ無用なものとするのか、についての確固たる信念を持つことが求められているのです。あなた方は、その信念を選択した上で、その見解を全世界に公表すべきなのです。
- (4) 核保有国の意思と参加なくして核兵器廃絶はできないとしても、「核抑止論」に基づく核政策をとる政府との一致点を模索するだけでは、核廃絶はできないのです。わたしたちは、あなた方が、「核不拡散・核軍縮」を出発点とすることに異議はありません。けれどもそこから更に前進し、「核兵器廃絶」の地平に向うことを心から期待しているのです。「核兵器廃絶」を展望しない「核不拡散」は、核兵器をもつ国と持たない国の差別を固定するだけです。「核兵器廃絶」を目標としない「核軍縮」は、「核兵器廃絶」を永遠の彼方に放逐することになるでしょう。
- (5) 核兵器国の意思を変えることができるのは、その国の国民と世界の世論です。あなた方の行動もその一翼を担うことになるのです。核兵器国に核兵器廃絶を提案するのか、それとも、核兵器国の意向と核兵器廃絶の願いとの折り合いをつけようとするのか、そのいずれを選択するかによって、あなた方の思考と行動に対する評価は決定されるのです。

7. 結論

- i 被爆の実相と被爆者の証言を判断の基礎においてください。
- ii 核兵器の非人道性、犯罪性および違法性を確認してください。
- iii 核兵器廃絶を「究極の課題」とするのではなく、早期実現に向けた具体的「行動計画」を明確に提起してください。
- iv 「行動計画」に、「核兵器条約」を、期限を設定して、実現することを提起して

ください。

- v その制定に向けて「誠実な交渉」を早急に開始するよう各国政府に呼びかけてください。

これらが、私たちのあなた方に対する要望であり期待です。ぜひこの要望を受け止め、私たちの期待に応えてください。あなた方の誠実な対応を期待しています。

参加者一覧

	Name	Country	Position in IALANA
1	Peter Weiss	U.S.A	Vice President, Secretary
2	Peter Becker	Germany	Vice President International, President German IALANA
3	Dieter Deiseroth	Germany	Member of the Academic Council
4	Stale Eskeland	Norway	Norwegian member
5	Frederick S. Heffermehl	Norway	Vice President
6	Stig Gustafsson	Sweden	Vice president
7	Bernd Hahnfeld	Germany	German board member
8	Reiner Braun	Germany	Executive Director IALANA Germany
9	Robin Borrmann	Germany	Board member Germany, international co-ordinator
10	Wolfgang Alban	Germany	German board member
11	Teresa Bergman	NZ	Intern German IALANA
12	Keisuke Okada	Japan	JALANA board member
13	Yaeka Inoue	Japan	JALANA assistant
14	Kenji Urata	Japan	Vice President
15	Alyn ware	NZ	IALANA Consultant, Director of Aotearoa Lawyers for Peace
16	Piotr Janiszewski	Poland	Polish affiliate to be founded

17	Carlos Foth	Germany	German board member
18	Otto Jaeckel	Germany	International Treasurer, German board member
19	Phon van den Biesen	Holland	Vice-President
20	Hubertus Grote	Germany	German board member
21	Pasquale Policastro	Poland (Stettin University)	Polish affiliate to be founded
22	Joachim Lau	Italy	Vice President



会議後のボート・クルーズにて